

# ショートステイ里親事業 ガイドブック (山梨県)



社会福祉法人 子育ち・発達の里 乳児院ひまわり  
社会的養育機関エール  
ショートステイ里親推進調整事業

# 1 ショートステイ里親とは

近年山梨県では、保護者の病気や育児疲れなど様々な理由で、短い期間、預かることが必要な子どもが増えています。こうした子どもたちを、原則7日間（6泊7日）以内預かる仕組みをショートステイ（子育て短期支援事業）といいます。

山梨県では、ショートステイを利用する場合は、子どもの年齢によって県内の9ヶ所にある乳児院や児童養護施設、子ども家庭支援センターなどに預けることができます。住み慣れた地域または、住み慣れた家から離れたところに預けられることも、ショートステイをしている期間は、保育所や学校に通えなくなってしまいます。

ショートステイ里親は、日頃保護者のもとで暮らすおこさんを里親さんのご家庭で預かって養育する里親のことをいいます。地域にいる里親さんのご家庭でショートステイが行われることで、保育園や学校に通うことができ、これまでと大きく変わらない環境で生活を続けることができます。

## 里親家庭



## 一般家庭



保護者の様々な理由でおこさんの養育ができない場合に  
一時的に預かりをし、里親宅で生活します

## 2 ショートステイ里親は何をするの？

0～18才のおこさんを原則最大7日間（6泊7日）預かっていただきます。特別難しいことをお願いすることはできません。食事の提供や身の回りの世話をやっていただきます。必要に応じて、保育所や学校等への送迎をしていただく場合がございます。



おこさんを預かる前には  
おこさんの様子を事前に  
お伝えします！



ショートステイでおこさんを  
預かる場合、里親手当は支給  
されませんが、市町村から  
委託費が支給されます。

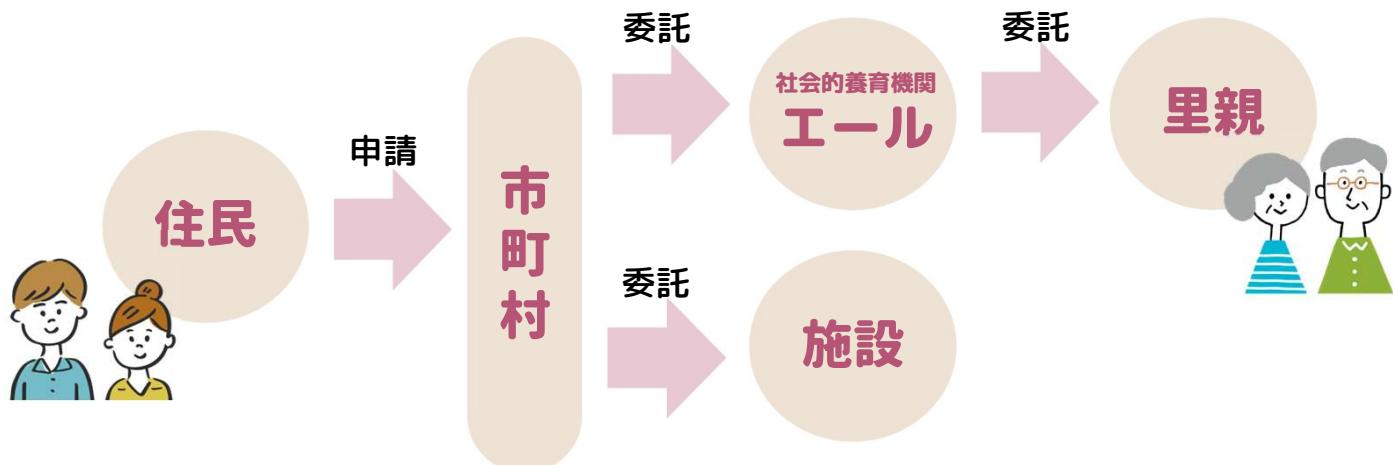
長期におこさんを  
預かることは難しいけど、  
短期間ならできるかも  
しれない・・・！

仕事をしているから週末だ  
けならできるかも・・・！

ショートステイ里親になってチームとなり、  
おこさんを地域で育てていきませんか？

# 3 ショートステイの流れ

社会的養育機関エールは、市町村と里親さんとの調整を行います。

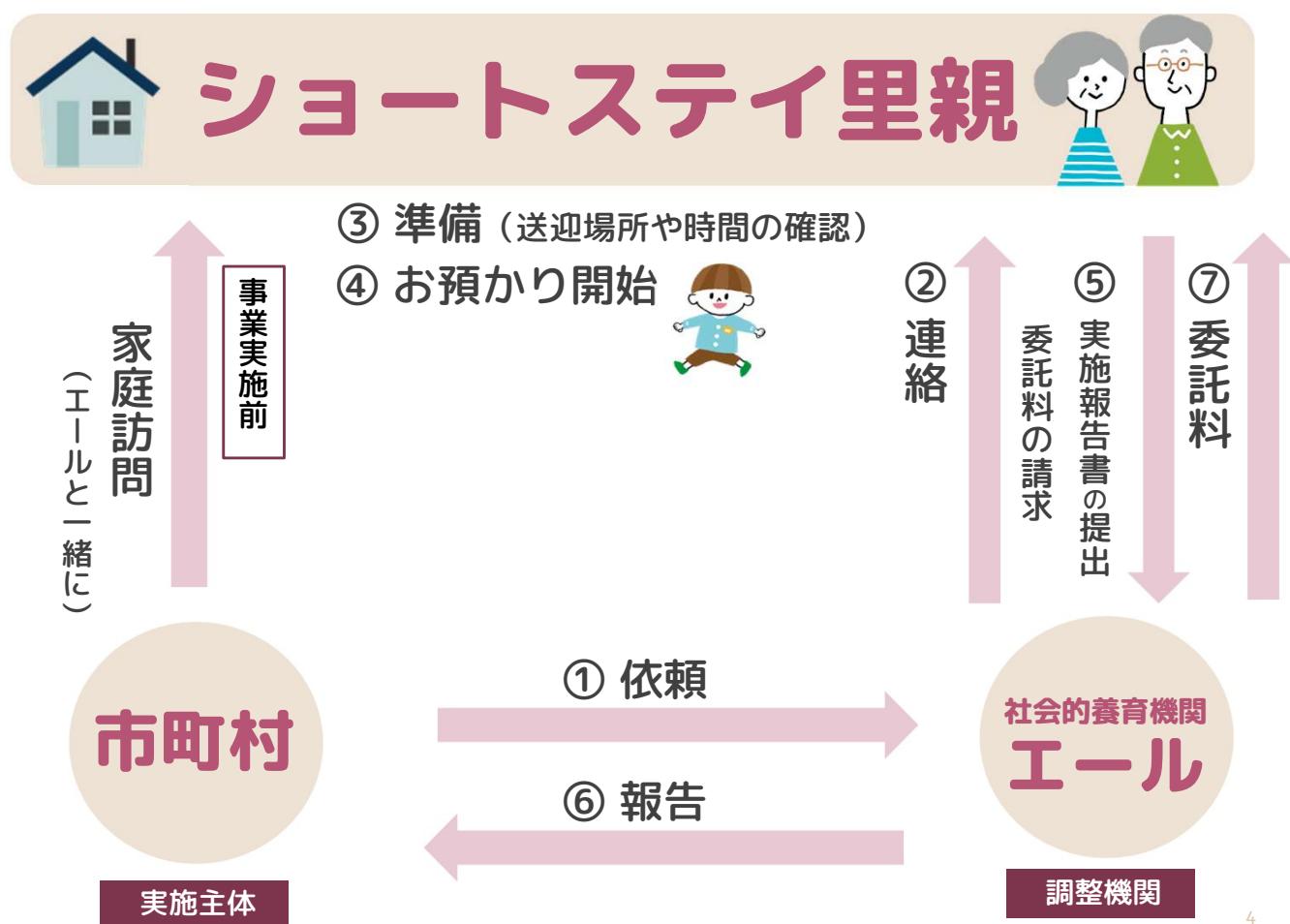


※ ショートステイ（子育て短期支援事業）の実施主体は市町村です。

そのため市町村によって、事業内容が異なる部分もあります。

※ 施設・里親への委託の決定は市町村が行います。

こどものお預かりから終了までの流れ



※市町村によって、内容が異なる部分もあります。上記は昭和町の場合です。

# 4 昭和町のショートステイ

里親さんに支払われる委託料は下の表のとおりです（1泊あたり）

2歳未満	2歳以上
 10,700円	 5,500円

- ※ ショートステイのお預かり、お迎えの時間は原則9:00～17:00の間とします。  
上記時間外の場合については、相談させてください。)
- ※ 食費について、小学生以下は1食：200円、中学生以上は1食：300円として請求ができます。  
おやつについては、必要なおこさんは持参します。
- ※ ステイ実施中の送迎（保育所・学校等へ）を行う場合は、送迎費（1日1,860円）の請求ができます。

## 保険の加入

ショートステイ実施中に生じた里親さんが負う**賠償責任の補償**や里親さんや子どもの偶発的な事故による**ケガの補償**をするため、町が保険に加入します。  
(里親さんが加入等の手続きや保険金の負担をすることはありません。)

何か事故やケガ等が生じた場合は、昭和町または社会的養育機関エールへご連絡ください。

## 緊急時の対応

### < 緊急時とは >

- ・子どもが発熱・受診が必要ながをした場合
- ・受入れる里親や同居家族が感染症に罹患した場合
- ・その他安全なショートステイ実施が困難である場合

月～土(祝日除く)

8時半～17時半

社会的養育機関エール

055-277-3093



日・祝日(終日)

平日夜間(17時半～翌日8時半) 055-275-2111

昭和町役場

# 5 登録の流れ

## ショートステイ里親登録までのステップ

### STEP 1

#### 養育里親の登録

まずは養育里親になるための登録手続きをしていただきます。面接や家庭訪問調査、研修を受講していただき、山梨県で里親の認定登録をしていただきます。詳しくは社会的養育機関エール里親支援センターへお問い合わせください。

### STEP 2

#### 社会的養育機関エールへご連絡



ショートステイ里親についての詳しい業務内容や実施市町村についての説明をいたします。内容を聞いて、ショートステイ里親の登録を希望する場合は社会的養育機関エールへご連絡ください。

### STEP 3

#### ショートステイ里親登録に向けた手続き

事業を実施する担当市町村の担当者とともにおこさんを預かっていただくお住いの環境を確認するため、里親さん宅の家庭訪問をさせていただきます。また、お預かりするうえで、必要な情報の聞き取りをさせていただきます。

### STEP 4

#### 登録完了

社会的養育機関エールがショートステイ里親登録情報を山梨県こども福祉課と実施する市町村へ報告します。

